

経済通貨同盟の現状

—— E E C 発足以来の最大の危機に直面して ——

片 山 謙 二

I 深まってきた共同体における危機意識

— ローマ条約調印25周年を迎えて —

欧州共同体では去る3月25日、ローマ条約調印25周年を迎えた。だが、折しも月末に欧州理事会がブリュッセルで開かれることになっていたため、3月29日の欧州理事会第1日の直前に、ブリュッセルのアカデミー宮殿でボードワン・ベルギー国王臨席のもとに25周年記念式典が開かれた。式典ではボードワン国王の祝辞につづいて、ダンケルト欧州議会議長、ティンデマンス理事会議長、トルン委員会委員長、マルテンス裁判所長がそれぞれ演説したが、そのなかでとくに注目されるのはトルン委員長のスピーチ¹⁾であろう。というのは、委員長は E E C の過去、現在、将来について述べて、次のように結んだからである。

—— かいつまんでいうと、3点が挙げられる。第1点は、今日までの道のりはつねに後退と危機、ておくれととりがしで特長づけられることだ。第2点は、この25年の間に共同市場の創設から第2次ロメ協定調印にいたるまで、印象に残る発展がなされたことである。だが第3点は、これまでの25年間の

(注) 1) Speech by Mr Gaston Thorn, President of the Commission. Bulletin of the European Communities (以下 Bull. EC と略称) No.3 1982 (以下 3-1982 と略称) Point 1.1.3

経済通貨同盟の現状

業績にもかかわらず、共同体がこれまで実現してきたことや共同体の現在の諸機関は、今日ならびに明日の挑戦に直面するには脆くかつ不適當であることだ。

——共同体がこれまで実現してきたことは、ナショナリスト的、保護主義的傾向によって、また、危機が高まり失業がこの9年間増えつづけるにつれて非常に脅かされている。危機は加盟国間の経済的社会的格差を警戒点にまで広げ、連帯を弱らせ内部結合を侵食している。

——ヨーロッパはどのような目標にも役立たず、経済危機の解決や国際緊張の緩和に対して何もできないという感じが昂まるにつれて、ヨーロッパの理念は人気を失ってきている。

——一般的にいえば、ヨーロッパに対する加盟国政府の約束やヨーロッパ建設を完成させる政治的意思は、そのスタミナの多くをなくしている。首脳会議で決められた経済通貨同盟や欧州同盟の目標について、この10年間にどれだけのことが達成されたといえるのか。

トルン委員長のこのスピーチは、過去にその例をみないほど辛辣である。いったい何が原因でこのようになったのか。トルン委員長は、ローマ条約の規定と精神に反して1966年のルクセンブルグ合意で導入された理事会における全員一致制と、ヨーロッパの衰弱との間に決定的な因果関係があるという。この全員一致制が共同体の決定能力を弱め、共同体機関の運営を煩わしくしているばかりか、全員一致制へ復帰したことによって妥協に対する拒絶を正当化し、さらに拒否権の行使を当然たらしめている。その結果、理事会で決定すべきことが政府間合意に代えられ、広い視野で考えるべきことが加盟の利益と不利益とのバランスの考慮に代えられている。

さらにトルン委員長は、共同体の性格と目的について変った解釈が現われているばかりかそれが次第に認められるようになってきていること、ローマ条約の基本原則と両立しないような行動がいくつかの加盟国によってとられていること、

ローマ条約に直接関係しない領域で条約の精神に反するようなプラグマティックなアプローチがなされていることなどを挙げ、これらの傾向を再検討する必要があることを力説する。トルン委員長がいおうとするところは、現在の共同体は当初の軌道から外れているところが多いばかりか、加盟国には中心から離れようとする遠心的圧力さえかかっている。だからEECをその基本原則に添って再構築する必要があるという点にある。再構築の内容については「1980年5月30日の委任にもとづく委員会から理事会に対する報告²⁾」として1981年6月24日に提出した通りという。この委任はイギリスのEEC予算分担金に関連して予算構造を検討するためのものであるが、委員会は委任事務を履行するに当って、これを予算構造だけにとどめず、ヨーロッパの理念に即した再出発に向っての進路を描いている。そしてトルン委員長はそのスピーチを次の言葉で結んでいるのである。「この野心的であるが必要な計画が、このローマ条約調印25周年の年に“新しいメッシナ会議”で承認されることが最も望ましい。そうならば、われわれが待望している“第2のジェネレーションのヨーロッパ”構築ができることとなろう。」

この結びにはいささか我田引水のきらいがないではないが、委員会がこれほどの危機感を現わしたことはEEC発足以来はじめてであろう。なおトルン委員長はローマ条約調印25周年の記念日に域内および域外に向けて特別メッセージを発表しているが、そのなかで、³⁾「共同体は未だ不安定でしばしば風雨にさらされ、ともすれば後退と内部分裂に悩み、対外関係の緊張が増大している。

(注) 2) Report from the Commission of the European Communities to the Council pursuant to the mandate of 30 May 1980. Bulletin of the European Communities Supplement 1/1981

3) Gaston Thorn, President de la Commission européenne, “Il faut agir”. 30 jours d’Europe, Mars 1982 (numero spécial) ; 月刊ECジャーナル, 1982 3月号(ローマ条約調印25周年特集) 巻頭メッセージ

経済通貨同盟の現状

共同体はおそらく発足以来の最も重大な時期に際会しているといえよう。共同体は未だかつて遭遇したことの無いような危機的諸要因に一斉に直面しているからである」と述べていることが注目される。共同体はいまや発足以来の最大の危機に直面しているのである。

共同体機関内部においてさえ危機の深さをこのように認識しているくらいだから、ローマ条約調印25周年を迎えての危機意識の強さは、共同体域内においては、とくに共同体との間にいざこざの絶えないイギリスではひとしおであるのも当然とされよう。例えば3月25日付のフィナンシャル・タイムズ紙は、「ほだまだ荒けずりのEEC——ローマ条約調印25周年に際して」と題するジョン・ワイレス共同体担当記者の解説記事を掲載しているが、ここではだいたい次のようなことが述べられている。

——ローマ条約調印25年後の現在、独仏の和解をはじめ多くのことがなされてきたが、経済統合と政治同盟への道はきわめてけわしいことが明らかとなっている。共同体はもはや政府間の連合にすぎず、それ以上の発展はおぼつかない。

——1972年のパリ首脳会議は1980年までに経済通貨同盟と欧州同盟を実現することを決議したが、昨年（1981年）11月ロンドンで開かれた欧州理事会は、政治協力と平行して経済統合強化の重要性を確認しただけにとどまっている。

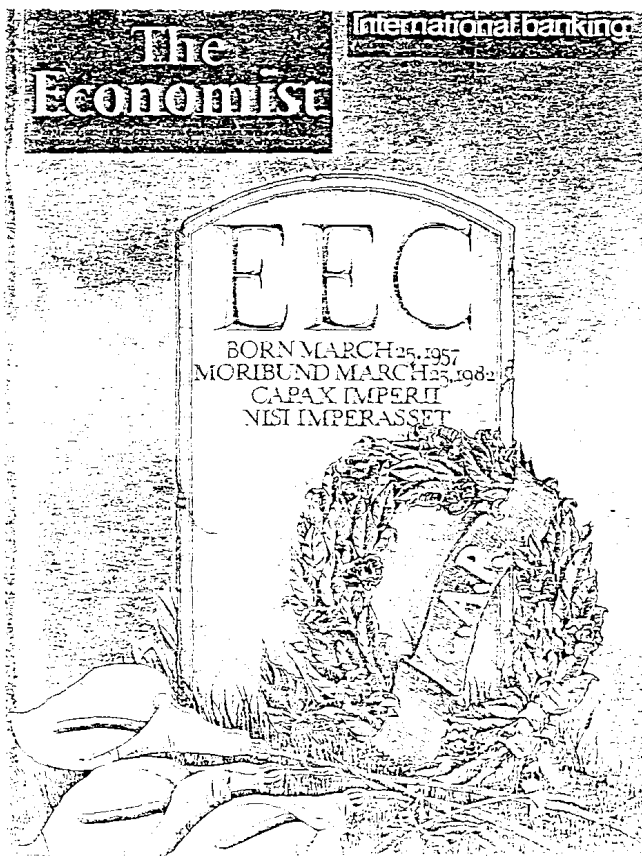
このコントラストは多くのことを物語るが、最小限にいえることは、世界経済情勢が大きく変わったことであろう。1972年のパリ首脳会議以降EEC加盟国の間では経済政策と経済成果との格差是正が主要関心事となるにいたっている。1970年代の共同体の実績をパリ首脳会議の目標と対比すると暗澹た

(注) 4) Treaty of Rome 25 years on "Rougher still, and rougher" by John Wyles, Common Market Correspondent. Financial Times, March 25, 1982

るものという他はない。共同体の新しい政策に対する熱意はうすれてきている。

——ローマ条約調印後25年を経た今日、共同体について直ちに連想される言葉は「危機」である。共同体にとっては少くとも今後数年間は危機に不足することはないであろう。

「危機に不足することはない」とは、いかにもイギリス一流の皮肉たっぷりな表現だが、同じくイギリスのエコノミスト誌のローマ条約調印25周年の記事「ああ、哀れなヨーロッパ」は同誌独得の皮肉と辛辣さを交えてE E C 25年の足跡を批判している。とりわけ驚かされたのは「哀れなヨーロッパ」を象徴す



るかのように同紙の表紙を飾るにE E Cの墓をもってし、しかも碑銘を「1957年3月25日に生まれ、1982年3月25日頻死状態にある」と刻んでいることだ。その上C A P（共通農業政策）からの花輪が飾られるというあくどさだ。そしていう。

——E E Cはこれまで多くの危機を乗り越えてきた。だがもはやこれ以上の危機を切り抜けうる状態ではなく、長期の渋滞に堪えうる状態でもない。共同体の

諸機関が無力化してきているからである。加盟諸国の世論は共同体に対して次

(注) 5) "Alas poor Europe", The Economist, March 20, 1982

経済通貨同盟の現状

第に冷淡となってきており、イギリス労働党は政権をとれば共同体から離脱する旨を宣言し、ギリシアの現内閣は加盟条件を再交渉しようとしている。最も悪いことには、共同体の最強国西ドイツでは、ヨーロッパの理念について次第に気乗りしなくなっている。

——西欧は現在域内では経済スランプに、また域外ではソ連からの軍備上の挑戦に直面している。このような事態は西欧の結合を強めるはずであるのに、E E C 予算分担問題で内部結合を逆に弱めている。

——E E C のデッドロックは、例えば予算問題、外交政策確立問題、真の共同市場確立問題の解決を突破口として打開できるかもしれないが、それだけでは十分ではない。結局のところ問題解決のための新しいヴィジョンと意思を求めるほかはない。

エコノミスト誌のこの論評は、ローマ条約調印記念号の表紙のどぎつさに較べるとはるかに精彩を欠くというほかはないが、それにしても危機の認識の強さという点では他と異なるものではないようだ。

II 現在の危機の性格と要因

— 諸要因の重層構造 —

このような危機感はいつ頃から、またどのような原因から生じたのであろうか。E C はこれまでにいくつかの危機を経験してきている。その最大のものは1965年7月以降半年以上にわたってフランスがE E C をボイコットしたため、E E C の機能が事実上麻痺するにいたったことであろう。この危機は結局1966年1月のいわゆるルクセンブルグ合意により、加盟国の重大な利害に関連する事項についての理事会の決定は全員一致制によることで解決したが、この場合におけるように、E C におけるこれまでの危機には一定の原因があり、その解決には一定の期間が必要であった。これから考えると現在の危機はこれまでの

危機とその性格を若干異にしているようである。

というのは、現在の危機は特定の原因によって生じたというよりも、いくつかの原因が重なり合って生じたと考えられるからである。またいつ生じたかについては、原因がいくつかあるわけだから、だいたいこの頃というほかはない。それだけに危機の内容がきわめて深刻であるといえるわけだが、年月をかけて現在にいたっているだけに、現状に慣れている人々にはとくに危機とは映らないともいえよう。

さて、現在の危機の原因については、先ほど述べたようにこれという決め手がないわけだが、いくつかの原因の積み重ねによって生じたとする立場から、それらをat randomに取りあげると、だいたい次のものを挙げることができよう。

第1は景気停滞が長びいていることである。E E C発展の25年を通じて最もよく引合いに出されるのは、1960年代の発展と1970年代の停滞との対照性であろう。試みにE C委員会の「欧州経済」（年3回発行誌）第10号（1981年11月発行）巻末付録統計によってE E C発足以来の主要経済指標を図で示すと第1図の通りであって、60年代の発展と70年代の停滞とのコントラストが著しい。70年代には第1次オイルショックによりE C 10カ国の実質経済成長率は74年＝1.7%、75年＝-1.1%に低下したのち76年には一旦5.1%に回復したが、その後77年＝2.3%、78年＝3.2%、79年3.4%と低迷したのち、第2次オイルショックの影響を受けて80年＝1.1%、81年＝-0.5%へと再び大きく低下して現在にいたっているのである。同じ統計によって60年代（1960～69年平均）と70年代（1970～79年平均）の鉱工業生産増加率、実質経済成長率、消費者物価上昇率および失業率を比較すると

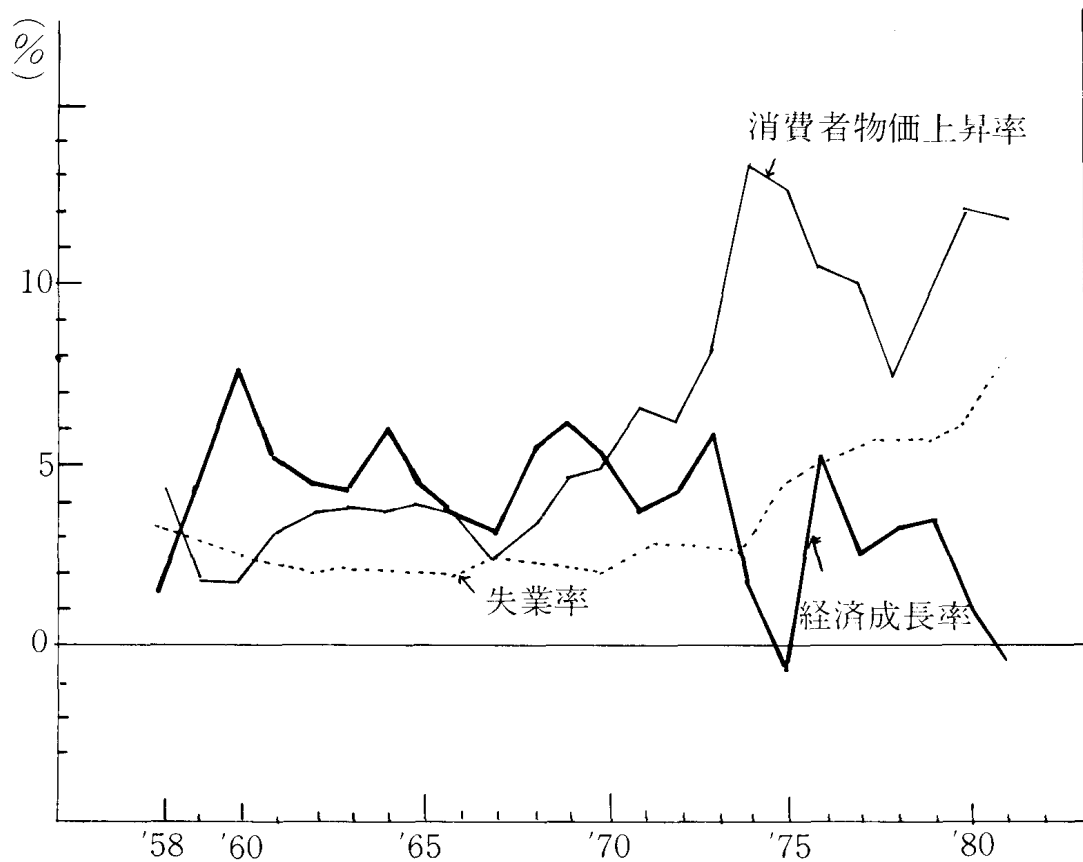
	60年代	70年代
鉱工業生産増加率	5.6%	2.9%
実質経済成長率	5.0%	3.3%

経済通貨同盟の現状

消費者物価上昇率	3.4%	8.8%
失業率	2.1%	3.8%

とそのコントラストが著しく、しかも70年代の停滞は80年代に入ってからも続いているのである。これは世界全体、とくに先進国総てに共通する傾向であるが、とくにECにおいて最も強く現われていることは第1表をみても明瞭であろう。ECにおける現在の危機の第1の原因は、このように長期におよぶ経済停滞ということができよう。

第1図 ECにおける主要経済指標の推移



出所：European Economy. No.10 Nov.1981 statistical annex

第1表 世界の年平均実質GDP成長率(%)

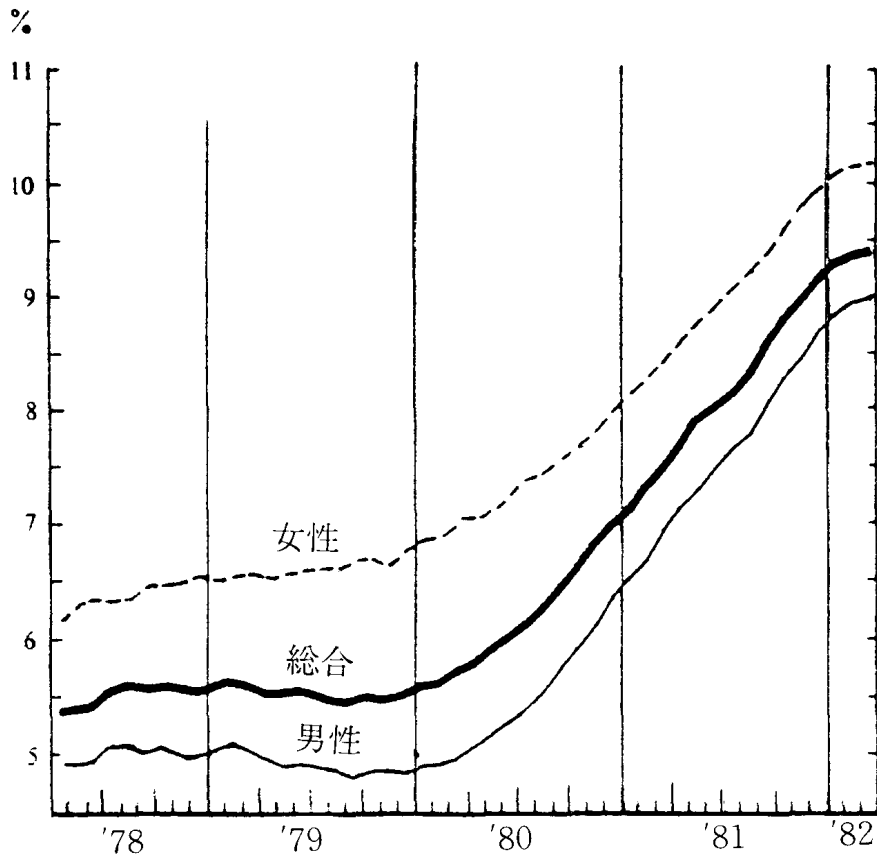
	黄金時代 1960/73	第1次 オイルシ ョック時 期 1973/75	回復期 1975/79	第2次 オイルシ ョック時 期 1979/81	回復期	
					推定 1981/82	見通し 1982/87
世界	5.5	1.7	4.3	1.8	1.2	3.4
先進国	5.0	0.3	4.0	1.3	0.6	3.1
アメリカ	4.1	-0.8	4.5	0.9	-0.4	3.4
日本	9.9	0.6	5.2	3.6	2.5	4.3
ヨーロッパ	4.8	0.8	3.4	0.8	0.8	2.6
西ドイツ	4.5	-0.7	4.0	0.8	0.6	2.6
発展途上国	6.3	4.0	5.4	2.4	1.5	4.3
OPEC諸国	8.2	2.3	5.4	0.3	0.4	5.7
その他	5.5	4.8	5.4	3.0	1.7	3.7
社会主義国	7.2	5.6	4.6	3.2	3.2	3.5

出所：The Financial Times, July 22 1982.

第2は第1と関係があり、第1原因の内部問題ともいえるのであるが、失業率が急上昇してきたことであろう。ECにおける失業率は第1図に明らかのように1970~74年の2%台から75年=4.3%、76年=4.9%、77年=5.3%、78・79年=5.5%とゆるやかに増加したのち80年=8.1%と急上昇し、82年に入ってから1.2月=9.3%、3月=9.4%と急上昇をつづけ（第2図参照）、6月には9.7%に達し、7月には9.8%、登録失業者数は1000万人の大台を超えたという。

それどころか1985年ごろまでにEC全体の失業者は1200万人に増えるかもしれないといわれる。この傾向はアメリカにおいても同じく、アメリカにおける本年7月の失業率は9.8%、失業者数は1079万人とECの場合とまったく同様に、欧米ともとくに若年層の失業率の高いことが目立っているが、とにかく近年失

第2図 ECにおける失業率の推移



出所：European Economy, Supplement A No.5 - May 1982

業率が急上昇し、その解決の目度の立っていないことが、ECにおける現在の危機の第2の要因といえよう。

現在の危機の第3の要因は、EC内部においてとくにイギリスを中心として不和が絶えないことであろう。イギリスは保守党ヒース内閣の下で加盟交渉を行ない、1973年1月に正式に加盟、EECの一員となった。だが翌1974年2月の総選挙で加盟条件の再交渉を選挙綱領の一つとする労働党に破れ、労働党イルソン内閣が成立した。

労働党内閣によるイギリスのEEC加盟条件再交渉問題については、まず1974年4月1日の閣僚理事会でカラハン外相が次の6点を中心とするステートメントを発表している。

経済通貨同盟の現状

- 1) 1980年代までに実現される経済通貨同盟計画は野心的に過ぎて危険である。
- 2) 欧州同盟は現実をまったく無視したもので英国国民はそれを望んでいない。
- 3) 共通農業政策はその利益と負担とのバランスがとれていない。
- 4) 英連邦諸国を含む発展途上国との貿易を拡大する必要がある。
- 5) 共同体のルールはイギリスが押し進めようとする地域政策、産業政策を妨げるおそれがある。
- 6) 共同体予算の分担については根本的に修正する必要がある。

このステートメントの(1)と(2)はEECの発展目標にケチをつけたものでEEC当局を当惑させたが、これは再交渉を求めるための最初の公式見解として発表されたものであって、イギリスの加盟条件再交渉に関する正式の申出では、6月4日の閣僚理事会で同じくカラハン外相によって行なわれ、それは4月1日のステートメントの(3)~(6)を中心とするものであった。このうちEC予算分担金問題と共通農業政策改革問題は、保守党サッチャー内閣になってからも依然EC内部不和問題の中心として未だに争いが絶えない。争点の現状についてみると、共通農業政策の改革については早期解決を望めないような状況の下にあるので、イギリスとしては82年度の農産物価格引上げをイギリスのEC予算分担問題の解決と結びつけ、それについて満足できる結論がでるまで82年度の農産物値上げに応じないという強硬な態度をとりつづけた。そのため本年(1982年)5月18日の農相理事会では、「多数決による投票手続に関するルクセンブルグ合意」を考慮しつつも、敢て多数決という前例のない決定方法で平均10.4%の値上げが決定された。

一方EC予算分担問題については、イギリスは本年も1982~86年の5年間についての払戻しを要求していたが、フォークランド島事件についてEC各国の支援を受ける必要上、本年(1982年)5月25日の臨時外相会議で1982年度だけに関するイギリスの負担に関する合意を成立させた。但しこの措置は本年に限るものとし、83年以降については本年11月に改めて協議することになっている。

経済通貨同盟の現状

なおイギリス労働党は昨1981年10月、ブライトンで開かれた年次大会で、次の総選挙で労働党が制勝すると、国民投票を経ないで、政権獲得後一年以内にE E Cを脱退する旨を決議したが、これはイギリスを中心としたE C内部の不和の根強さを物語っているといえよう。

以上わたくしはE E Cにおける現在の危機のいくつかの要因を挙げたのであるが、実のところわたくしは、一般に挙げられている要因とは本質的に異なった要因によってE Cは現在決定的と叫ぶる危機の段階にあると考えている。しかもその危機から脱出することは不可能ではないとしてもきわめて困難で、この状態が今後も長らく継続し、それが却って通常とまで考えられ、そのため危機感が次第に遠のいていくことになりはしまいかと危惧しているのである。それを説明することが本稿の狙いであるわけだ。

III CONVERGENCE とはなにか

—近年の共同体の政策目標の一つとして—

近年とくに1973—74年の第1次石油危機以降、convergence と divergence は共同体の政策ステートメントで最も頻繁に用いられる言葉となっており、とくにconvergence は共同体の主要政策目標の一つとされ、「大衆性のある用語としては“欧州統合”や“欧州建設”にとって変るようになって⁶⁾いる」とまでいわれている。このconvergence は往々にして「収斂」と訳されているが、これでは経済用語としての意味をつかみにくい。もともとconvergence は divergence の対立用語であって、divergence はここではdifference, disparity, gap

(注) 6) Yao-su Hu, *Europe Under Stress — Convergence and Divergence in the European Community*. 1981 pp. 1 ~ 2.

などと同様に「格差」を現わすものと受取られるから、convergence はこれを「格差是正」と解するのが無難の⁷⁾ように思われる。

さて、共同体の政策に関連してconvergence という表現が政策目標の一つとして大きく取扱われた最初のもは、1974年2月18日の「欧州共同体加盟国の経済政策の高度のconvergence 達成に関する理事会決定」である。convergence 問題は、その初期の段階では、加盟諸国間の経済政策の格差是正問題として登場したのである。これは、1973年の第1次オイル・ショックと、1974年年1月のフランス・フランのスネーク離脱に起因して、加盟各国がそれぞれ思い思いの経済政策をとっていることを憂慮しての措置であることはいうまでもない。この高度のconvergence 達成に関する理事会決定はその前文で、

- 1) 加盟各国の経済政策の格差が是正され、しかも高度のconvergence が維持されなかり経済通貨同盟の漸進的達成はありえない。
- 2) そのために政策協調措置が強化され、とくに恒久的な政策審議機関が設置されなければならない。
- 3) この恒久的政策審議機関は、共同体レベルで設定される短期および中期の経済政策ガイドラインを決めなければならない。

として、経済政策のconvergence とは政策調整と大差ないことを明らかにするとともに、恒久的な政策審議機関を設けて、短期および中期の政策ガイドラインを共同体レベルで設定し、それを通じて加盟国の経済政策のconvergence を達成させようとする。そして本文において、

- 1) 理事会は共同体の経済情勢検討のため年3回会議を開き、調和のとれた経済発展を実現するために加盟国が従うべき経済政策ガイドラインを採用する。

(注) 7) 最近共同通信社がconvergence を格差是正と訳している。「ECの1981~82年度経済報告」(全文訳出)、世界週報1981年11月24日号、12月1日号参照。

経済通貨同盟の現状

- 2) 第1回の検討を第1・4半期に行ない、委員会の提案にもとづいて、経済発展に必要な当年のガイドラインを調整する。
- 3) 第2回の検討を第2・4半期中に行ない、仮経済予算の主要項目についてのガイドラインを定め、次いで翌年度の公共予算案についての量的ガイドラインを設ける。
- 4) 第3回の検討を第4・4半期に行ない、共同体の経済情勢年次報告を採決するほか、加盟各国が従うべき翌年度の経済政策ガイドラインを定める。
- 5) 理事会は2年半毎に、委員会が地域政策評議会と協力して作成した共同体の各地域の経済情勢並に社会経済発展報告を検討して、地域発展ガイドラインを定める。
- 6) 委員会は経済政策評議会が作成した草案にもとづいて、5年毎に中期経済政策計画草案を作成し、これを理事会に提出する。これは部門的、地域的、社会的構造変革を容易にし、全般的な経済政策のconvergenceに資するためである。理事会はすでに定められたガイドラインに応じた行動意図を示してこの中期経済政策計画を採択する。

このように、「高度のconvergenceに関する理事会決定」は、ばらばらになっている共同体各国の経済政策を接近させ、その格差を是正することが経済通貨同盟を実現させるための前提要件と考え、経済政策ガイドラインの設定を中心とする格差是正の基本方策を定めたのであって、これによって、共同体加盟国間の経済政策の格差是正が、共同体のこれからの政策目標の一つとして取上げられる手続上の基礎が確立されたといえよう。

さてこの政策目標がその後の共同体の現実の政策にどのように取入れられているかを検討してみよう。まず考えられることは、毎年2月、EC委員長が欧州議会で施政演説ともいえるプログラム・スピーチを行なっているので、そのなかで加盟国間の経済政策の格差是正問題がどの程度に取入れられているかを

みよう。

1) 1975年2月18日、欧州議会におけるオルトリ委員長のプログラム・スピーチ⁸⁾

オルトリ委員長は1975年の行動計画を次の5目標にしぼって述べたが、この年には格差是正には触れなかった。

第1目標：ヨーロッパの対外依存性を少なくすること。

第2目標：ヨーロッパにおける経済・社会的均衡を再建すること。

第3目標：第3世界と新しい関係を樹立すること。

第4目標：経済通貨同盟に向っての前進を取戻すこと。

第5目標：欧州同盟への道を準備すること。

2) 1976年2月10日、欧州議会で行なったオルトリ委員長のプログラム・スピーチ⁹⁾

オルトリ委員長は1976年における委員会の行動計画を1) 主要対外問題について統一戦線を組織すること、2) 経済通貨同盟を発展させること、3) 欧州同盟に関するティンデマンス報告に沿って準備することの3点について述べているが、ここでもとくに格差是正問題には言及していない。それどころか第2点の経済通貨同盟の発展に関連して、「経済、通貨、社会の各分野で多くの点について前進が可能である。そしてとくに重要なことは、加盟各国経済間に格差(disparities)が存在するにもかかわらず前進が可能であることだ」とまで述べているのである。だがそれは、「格差(differences)が現実存在するとしても失望してはならない、むしろ格差の除去を考えるべきである」ということを現わすためのものであることはいうまでもない。

3) 1977年2月8日、ジェンキンス委員長の欧州議会におけるプログラム・スピーチ¹⁰⁾

(注) 8) Bull.EC. 2-1975, point 1101~1107.

9) Bull. EC. 2-1976, point 1101~1114.

10) Bull.EC. 2-1977, point 1.1.1. ~ 1.1.18.

経済通貨同盟の現状

1977年2月8日、ジェンキンス委員長が欧州議会で述べた委員会のプログラム・スピーチのうち、経済同盟に関連して格差問題に触れて次のようにいっている。

—われわれは三つの手ごわい、相互に関連する経済同盟の前進をはばむ障害に直面している。第1は失業が手に負えないほど絶え間なく高いこと、第2は共同体を通じてインフレ率が高いこと、第3は加盟国の経済成果(economic performances)間と実質生活水準面の格差(gap)が拡大していることである。これらの三つの障害は相互に他の障害を強めている。

—前進するためにはこれらの三つの障害を克服しなければならない。これがこれからのわれわれの経済政策の中心問題である。

—そのためには、先ず現存の政策調整システムを通じて、次に加盟各国のナショナルな経済政策を相互にリンクさせることを通じて努めるべきであるとともに、経済格差是正という中心問題(central problem of economic divergence)の財政源を集中する一般政策を考案すべきである。

ここでとくに注目すべきことは、これまで経済政策についていわれていた格差是正が、経済成果についても述べられている点であろう。そのうえ、さらに漠然とした経済格差是正という表現さえとられていることも留意に値しよう。

4) 1978年2月14日、ジェンキンス委員長の¹¹⁾欧州議会におけるプログラム・スピーチ

1978年の委員会の活動計画について、ジェンキンス委員長は欧州議会で多くを語っていない。全般的な問題として述べたことは、現在共同体が直面する最大問題は失業、インフレーション、低成長の三つで、委員会としては、短期的には競争力が弱くなった産業を支援すること、長期的には雇用増大のため経済成長を促進することなどにとどまる。

(注) 11) Bull.EC. 2 - 1978, point 1.1.1.

だが同じ2月14日に、委員会は前年末理事会に提出した「経済通貨同盟：1978年¹²⁾の行動計画」を実行する提案を含む文書を理事会に送付している。そしてそのための行動目標を、1) 経済と経済政策のconvergenceを促進させること、2) 単一の共同市場創設を進めること、3) 共同体の構造政策と社会政策を発展させること、の三つを挙げているのである。そしていう。

——経済政策の格差是正促進は欧州統合に向って前進するための必要条件である。経済の相互依存度の現状を考えると、加盟一国の物価、経済成長、失業問題の解決は隣国でとられる行動と密接に結びついている。このことを考えると、短期経済政策の調整は、実際にはもっと現実的に、そしてより広範囲に適用されるようになされなければならない。

5) 1979年2月13日、¹³⁾ジェンキンス委員長の欧州議会におけるプログラム・スピーチ

1979年2月といえば、1月1日に発足する予定であったEMSがいわゆる国境調整金問題で難航している最中である。従ってジェンキンス委員長のプログラム・スピーチの重点がEMSにおかれたことはいうまでもない。このEMSについてジェンキンス委員長は留意すべき点を三つ挙げ、その第1点として「共同体内におけるconvergenceの過程を促進すべきこと」を挙げている。そしていう。

——これはこれまでの委員会ならびに現委員会の長い間の目標となっている。だが十分に進展したとはいえない。1978年6月にブリュッセルで開かれた欧州理事会は、加盟各国に対して協調行動のための政策をとることを決議しているが、なすべきことはまだまだ多く、委員会としては調整のためのメカニズムを改善し、調整の契機となるものを増やすための提案を近く行なう所存である。

(注) 12) Bull. EC. 2-1978, point, 1.21. ~ 1.24.

13) Bull. EC. 2-1978, point, 1.1.1. ~1.1.10.

6) 1980年2月12日、ジェンキンス委員長の欧州議会におけるプログラム・スピーチ¹⁴⁾

1980年のプログラム・スピーチは共同体を取りまいている中心問題に対する行動計画についてであって、スピーチ全文によると、項目として、(1)1979年に実現したこと、(2)前方の危機、(3)エネルギー、(4)新しい先端技術、(5)運輸、(6)対外政策、(7)雇用、(8)E M S、(9)予算と convergence 問題、(10)諸機関、(11)結論が挙げられている。これらのうちの「予算と convergence 問題」というのは、イギリスが長年主張しつづけている共同体予算に対するイギリスの分担金削減問題——予算の実質的分担における格差是正問題——のことで、格差是正問題はここにまで及んでいるわけである。

7) 1981年2月11日の欧州議会におけるトルン委員長¹⁵⁾の説明

EC 委員長がジェンキンスからトルンに交替してから、恒例の欧州議会における EC 委員長の年初の演説の様相が変わったらしい。というのは、1981年2月11日にトルン委員長は議会に「第14回年次経済活動報告」を提出するとともに、「1981年の委員会の活動計画」の概要を述べたが、それは従来のプログラム・スピーチと異なって、アウトライン・プログラムといわれるきわめて簡単なものとなっているからである。それも、(1)加盟諸国が直面している主な政治経済問題を明らかにすること、(2)共同体の行動の基本原則を樹立すること、(3)資金源が少なくかつ管理権限が限られていることを考慮して、1981年の委員会の活動方針を決めることの三つにすぎない。従って格差是正問題には全然触れていない。

8) 1982年2月16日、欧州議会でトルン委員長¹⁶⁾が示した活動計画概要

(注) 14) Bull. EC. 2 -1980, point 1.1.1. ~1.1.12.

15) Bull. EC. 2 -1981, point 1.1.1. ~1.1.3.

16) Bull. EC. 2 -1982, point 1.1.1. ~1.1.6.

1982年2月16日にトルン委員長が欧州議会で示した委員会の第2回目のアウトライン・プログラムは、(1)1980年5月30日のいわゆる委任事項について欧州理事会の同意を得るようつづけて努力すること、(2)経済政策のconvergence促進を通じて失業とインフレと戦うこと、(3)いわゆる委任事項についてフォローアップ行動を完成させること、(4)共同体の政治的、産業的再活性化、(5)スペインとポルトガルの加盟交渉を完成させること、の5項目で、委任事務の完成が第1の目標とされているが、それに次いで、「経済政策の格差是正の促進による失業とインフレとの戦い」が第2の優先目標とされている。そして、委員会は共同体レベルにおいて、加盟各国の経済政策のより有効な調整を行ない、加盟各国の目標と共同体の要望との両立を計り、EMSを経済通貨同盟に向ってのステップに発展させ、EMF（欧州通貨基金）創設するための一連の措置を行なうと述べている。

このように、欧州議会におけるEC委員長のEC活動方針に関する年頭スピーチで、convergence問題にかなり大きく言及したのはジェンキンス委員長だけである。しかも先に述べたように、ジェンキンスがこの問題に最も大きく触れたのは、1978年2月14日のプログラム・スピーチ当日には違いないが、プログラム・スピーチのなかではなくて、前年末に理事会に提出した「経済通貨同盟：1978年の行動計画」¹⁷⁾に関連してである。それは、1977年12月5・6日の欧州理事会のために委員会が作成し、1977年11月17日提出した委員会文書「経済通貨同盟の展望」¹⁷⁾といわれるもので、(1)経済通貨同盟再発足の必要性、(2)経済通貨同盟実現方法の反省、(3)今後の活動計画、の3部から成るが、その内容についてはすでに本誌第2巻第2号で紹介したので、ここではconvergenceに関連する点についてだけ述べることにしたい。

(注) 17) その詳しい内容については、拙稿「ジェンキンス構想をめぐって」本誌第2巻第2号（1978年10月1日発行）193～198ページ参照。

経済通貨同盟の現状

本文書はまず第1次オイルショックにつづく経済、財政危機のなかで、加盟国の経済間に格差（divergence）が増大したことを指摘し、その格差の主なものは競争力格差、インフレ抑制力格差、内外需要の変化対応力格差で、その結果1974年から1977年の4年間にインフレは25%から100%以上におよび、経済成長は1%以下から10%以上に、そして為替相場格差のため通貨統合を不可能ならしめているという。同時に失業はすべての国で増えて本文書作成当時には600万人にふくれ上っている。

その結果欧州統合自体が害されることとなり、共同体は協調性のない通貨圏（ill-coordinated monetary zones）に分裂し、通貨価値の格差が増大して農産物価格の統一と農産物の自由移動を危くしている。

このように述べたのち、本文書はその対策として、従来の漸進的短期的アプローチとしての経済政策の調整、市場の統合、構造的・地域的不均衡の改善を進めるとともに、長期的アプローチとしての統合過程の促進と共同体権限の拡大の目標をたて、この二つのアプローチを結合して経済通貨同盟実現のための決定的発展を準備しようとするもので、そのために新たに活動5カ年計画をたてて全般的目標を設定し、毎年末にこの目標達成のための進歩と成果を検討査定したうえ、次年度の具体的な活動計画を策定することを中心とする。

この5カ年計画で追求すべき第1目標は、加盟国経済間に持続的な格差是正（convergence）をもたらせることである。これはインフレ抑制、国際収支の改善、為替相場の安定、雇用の改善をもたらす持続的な成長の回復に成功してはじめてできることであって、容易なことではない。だがこの目標は必ずしも加盟各国の経済政策が同じであったり、経済成長が等しいことを意味するものではない。経済政策目標の重点が共通しており、とくに社会的公正、競争力、雇用維持をもたらすためのインフレ対策を最優先策とする点で一致しておればよいわけだ。ちなみにこの5カ年活動計画の第2目標は、経済通貨同盟を有効ならしめるために単一市場を確立すること、なかんずく付加価値税の完全実施

と、物資、サービス、資本の移動の自由が完全に行なわれること、第3目標は、近年の構造的・社会的変化に対処することで、とくに不況産業、先端技術産業、エネルギー政策等について特別の考慮が必要とされている。

このように委員会の本文書は、加盟国経済間の持続的な格差是正を新しい5カ年計画の第1目標としているのである。

このconvergenceという表現はEMSに関連しても登場する。その場合には、経済政策と経済成果との格差是正（convergence of economic policies and performances¹⁸⁾）という表現をとっているのである。EC委員会の「EMS解説」がそれで、次のようにいっている。

——EMSの目的は、為替レート政策、信用供与政策、資金トランスファー政策を通じて、欧州に通貨安定圏を創設するにある。これらの政策は、加盟諸国間の経済政策と経済成果の格差是正の促進をめざす新しい協調のための政策によってバックアップされるとともに指導される。

この意味は次のように理解することができるであろう。EMSの目的は欧州に通貨安定圏を創設することであるが、それは、実質的には為替レート政策、信用供与政策、資金トランスファー政策を内容としている。このEMSの実質的内容としての為替レート政策、信用供与政策、資金トランスファー政策を樹立するに当っては、加盟国間の経済政策の格差是正および経済成果の格差是正促進のための新しい協調政策をまず設け、この新協調政策がEMSの実質的内容を構成する為替レート等の3政策の背後にあって3政策をバックアップするとともに、これら3政策の基礎となって3政策を指導する。

つまり、EMSの実質的内容を構成する為替レート政策、信用供与政策、資

(注) 18) The European Monetary System : Commentary and Documents, European Economy No.3 July 1979.

経済通貨同盟の現状

金トランスファー政策は、加盟国間の経済政策と経済成果の格差是正促進のための新協調政策ときわめて密接な関係をもつというのであろう。ということは、EMSは、窮極的には加盟各国の経済政策と経済成果の格差是正を齊らすことに役立つねばならないということの意味する。このことは、EMSの発足に際して開かれた1979年3月12、13日の欧州理事会の閉会に際して、議長総括として次のように述べられていることから容易に理解することができよう。¹⁹⁾

——EMSの達成は、共同体の安定した持続的発展に向って大きく貢献するものであるが、それは共同体加盟国の経済政策と経済成果の増大した convergence によって支援されなければならない。

欧州理事会は閣僚理事会（経済相・蔵相）に対し、委員会の提案にもとづいて、経済政策協調手段を強化するよう要請する。

経済成果の convergence の達成には、一定の措置が必要であるが、その措置については関係加盟国がまず責任を負うものの、共同体の政策が、連帯の増大の枠内で支援的役割を担うことが可能であり、またそうしなければならない。

なおEMSと convergence との関係については、きわめて最近においても委員会は、「EMSは通貨安定の必要条件としての経済政策の convergence に貢献するために描かれた」と述べている。²⁰⁾ また本稿の冒頭で述べた1982年3月29日のローマ条約調印25周年記念式典の後開かれた欧州理事会は、閉会に際して発表された議長総括において、次のように述べている。²¹⁾

——欧州理事会は、EMSが発足後の3年間満足できるように運営されたことに留意する。これからは、economic convergence、EMSメカニズム、ECU

(注) 19) Bull.EC. 3 - 1979, point 1.1.7.

20) Bull.EC. 3 - 1982, point 1.4.3.

21) *ibid.*, point, 1.3.1.

の役割および共同体と第3国間の通貨協力の四つを強化することによって、EMSに新しい契機を与える行動がとられなければならない。

——欧州理事会は、欧州諸国の経済復興は内部の行動と外部の要因に大きく依存していることを力説する。そのため、共同体内部における経済政策のより大きいconvergenceと、経済回復措置のよりよき協調とによって欧州の統一性を強化することが、共同体の国際的役割を強めることとなろう。

このように、convergenceは近年におけるECの政策目標として大きく取上げられているが、毎年秋に発行されるEC委員会の年次経済概観(Annual Economic Review)は、1978/79年度版の第5章を「経済政策の格差または格差是正」(convergence or divergence of economic policies)とし、1979/80年度版の第5章を「経済成果の格差と格差是正」(convergence and divergence of economic performance)に当て、1980/81年度版の第2章を「安定化と格差是正」(stabilization and convergence)として、convergence問題を大きく取扱っていることを付記しておきたい。

IV 格差是正と通貨安定

—後退した経済通貨同盟—

convergence(格差是正)はこのように経済政策の格差是正と経済成果の格差是正をいい、このうち経済成果の格差を生ぜしめる要因として、競争力格差、インフレ抑制力格差、内外需要の変化対応力格差等が挙げられているが、この格差是正が1974年以降経済同盟の主要政策目標となっていることをどのように理解すべきなのであろうか。

いったい経済通貨同盟とは、その段階的実現に関する1971年3月22日の理事会決議の前文によると、主要経済政策の決定が共同体レベルで行なわれ、従っ

経済通貨同盟の現状

てそれに必要な権限が一国レベルから共同体レベルに移譲されることを意味する。経済通貨同盟を経済同盟と通貨同盟の複合体と考えると、このことから、経済同盟とは主要経済政策が共通政策として共同体レベルで決定されることを目標としているといえよう。スパーク報告のいう「広範な共通経済政策圏」(une vaste zone de politique économique commune) がそれであり、またこれが、ティンデマンス報告にいう「多くの部門で共通政策を樹立してこそヨーロッパの発展を実際に確保することができる。……欧州共同体は市場を統合したが、欧州同盟は政策を統合しなければならない」と一致する考えといえよう。

ところで、ここにいう共通政策とはいったい何のことか。換言すると何をもってある政策が共通政策であり他の政策が共通政策ではないといえるのか。わたくしは、厳密な意味においては、共通政策には形式的要件と実質的要件の双方を兼備することが必要と考える。まず形式的要件として、E E C 設立条約が共通政策を通商政策（第3条b）、農業政策（第3条d）運輸政策（第3条e）および職業訓練政策（第128条）に限定していることから、新たに共通政策となりうるためには、ある経済政策を共通政策にするための理事会決定が必要と考える。この立場からすると、E E C 発足後新たに共通政策と決定されたものは、科学技術政策（共通科学技術政策の発展に関する1974年1月27日理事会決議）と漁業政策（おそくとも1981年1月1日までに共通漁業政策の実施に必要な理事会決定を採択するための1980年5月30日の理事会宣言——この共通漁業政策の実施に必要な理事会決定は、1981年12月29日の理事会で延期されたので、共通漁業政策は未成立と考えられる）だけにすぎない。この形式的要件が備っていないために、エネルギー政策も産業政策もまだ共通政策にはなっていないのである。E C 委員会はこの形式的要件の有無だけで共通政策を決めているらしく、毎年2月に発行される「共同体の活動に関する一般報告」（General Report on the activities of the European Communities）で農業、通商、

運輸、職業訓練以外に共通政策として掲げられているものは、1976年度版以降の科学技術政策と1980年度版以後の漁業政策だけである。

一方、共通政策の実質的要件となると、²²⁾考え方いかんによっては複雑となる。²³⁾柴田幹夫氏は、共同体の域内政策は、いわゆる共同市場の形成を中核とする基礎的政策と、その共同市場を前提としての加盟国経済の統合、融合のための共通経済政策とから構成されると述べ、共通政策として、一般的政策としての経済通貨政策、地域政策、社会政策、環境政策、情報・教育政策、部門別政策としての農業政策、産業政策、科学技術政策、エネルギー政策、運輸政策を挙げ、きわめて広く理解しておられるようだ。だが、それではローマ条約が共通政策²³⁾を限定的に例挙していることが無視されることとなろう。清水貞俊教授はECでは多くの面で共通政策が実施されることになっているが、「その権限が完全に共同体に移行し、国家はもはや権限をもたないものとしては農業政策だけ」しかないといわれる。ここでは政策決定権限と政策実施権限が一国レベルから共同体レベルに完全に移行することをもって共通政策と理解しておられる。田中素香教授も「共同農業政策（一般にいう共通農業政策）は、その執行権限が²⁴⁾共同体に完全に移譲された文字通りの共同政策として生れた」とほぼ同様に理解しておられるようだ。

わたくしは、共通政策の実質的要件は、清水、田中両教授と同じく、政策を決定し、実施する権限が、一国レベルから共同体レベルに完全に移行することと考える。この立場から完全な意味における共通政策は農業共通政策だけしかない。

そうだとすると通商政策、運輸政策、職業訓練政策などローマ条約で共通政

(注) 22) 柴田幹夫「欧州共同体の経済政策」1976 10.11ページ

23) 内田勝敏・清水貞俊共著「EC経済をみる眼」76～78ページ。

24) 田中素香「欧州統合—EC発展の新段階」132ページ。

経済通貨同盟の現状

策とされているものや、科学技術政策などその後理事会で共通政策と決定されたものをどのように理解してよいのであろうか。わたくしは、これらは共通政策の対象となる政策と決定されたものとする。と同時に、今後共通政策の対象となるべき政策として、エネルギー政策、産業政策等を挙げるができるわけである。

共通政策をこのように考え、多くの政策分野において共通政策を実施することを経済同盟の目標とすると、経済同盟の前途は気が遠くなるほど遙かなものであるといわざるをえない。何しろE E Cが発足して以来完全な意味における共通政策は農業政策だけにすぎず、このことから考えると多くの政策分野で共通政策を樹立することなど、考えも及ばない遠い先のことである。

さて、経済同盟の目標をこのように考え、その達成が実際にはほとんど不可能に近い状態であることを認めたい。近年における経済同盟の主要政策目標としてconvergence（格差是正）が登場したことの意味について、わたくしはこれを経済同盟としての一步後退と理解したい。第1次オイルショック以降経済同盟はその本来の目標である「共通政策化」をめざすことができなくなっている。各国がそれぞれバラバラの政策をとり、インフレ率、失業率などの主要経済成果の格差が大きくなっているからである。従って経済同盟としてはこの状態で前進することができず、一步後退して前進するための姿勢をとる必要がある。それが格差是正のすがたなのである。第1次オイルショック以降格差是正を経済同盟の政策目標としているのは、このような意味においては他ならない。

ところで、格差是正の必要が経済政策面と経済成果面との二つの面で現われていることはすでに述べた通りであって、このうち経済政策の格差是正については、E E Cとして統一した政策をとるための各国政策の調整と同意義であることについても先に述べた通りである。例えば、多くの国がインフレ対策を最

優先政策として金融引締めを強化しているなかで、発足直後のフランス・ミッテラン政権のように、雇用政策を最優先的に取上げるという立場から、景気振興政策を実施するような場合が典型的なケースとして挙げることができよう。

ところが経済成果の格差是正については、まず経済成果の格差が増大しているという事実が存在することを前提とする。ここにいう経済成果とはeconomic performanceのことで、その主要なものはインフレ率、失業率、経済成長率と思われるが、わたくしはわたくしなりの方法で、E E C加盟国間のこれらの経済成果の格差の推移を検証してみた。第3図がそれである。これは、E C委員会の年3回発行誌European Economy、1981年11月号（通算第10号）付録統計表にもとづいて作成したものであって、例えばインフレ率格差については、付録第17表1958—81年の消費者物価（対前年増減比）により、E E C加盟国平均増減率を加盟各国増減率と比較して、平均からの乖離ポイント（プラスとマイナスとを問わない）の合計の推移を示している。

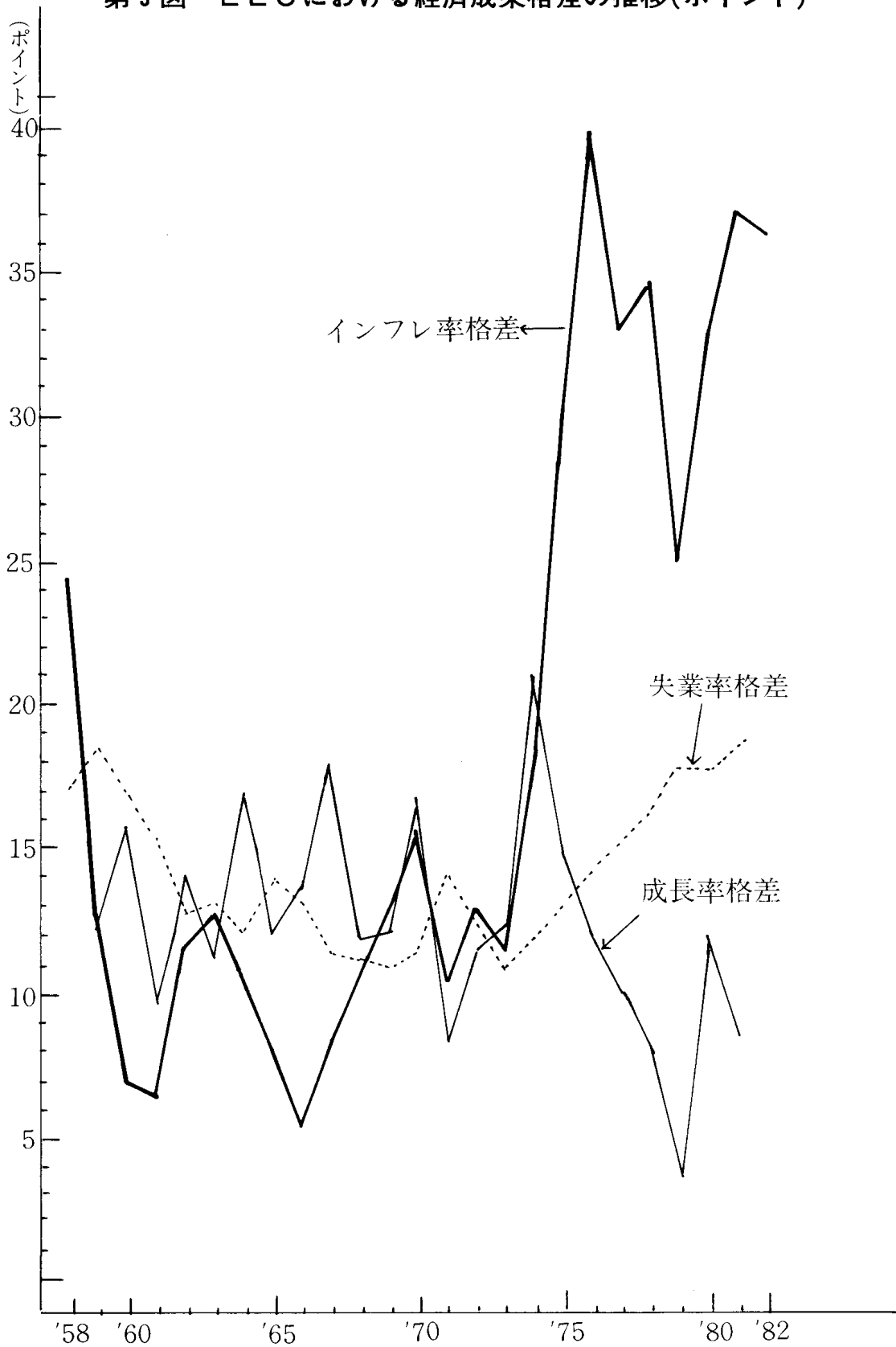
これによると、近年とくに1975年以降、インフレ率格差と失業率格差は増大しているが、経済成長率格差については、むしろ格差縮小の傾向が見受けられる。だがそれは、加盟各国の経済成長率が全般的に低下していることの反映であって、インフレ率や失業率とは別個の理由に困っているものと思われる。

このように経済成果の格差はインフレ率、失業率においてとくに著しく、その是正をはかる必要は十分にあるわけだが、いったいこれらの格差はどのようにして是正されるのであろうか。1974年2月18日の理事会決定は「経済政策の高度の格差是正達成に関するもの」であるが、経済成果の格差是正については、結局のところ経済政策の格差是正を通じて間接的にその効果を期待するほかはないように思われる。ところが、経済政策の格差是正についてもまた経済成果の格差是正についても、現状ではその効果を期待することはほとんど不可能に近いのではなかろうか。

経済通貨同盟の現状

では通貨同盟についてはどうであろうか。通貨同盟の目標は、加盟国通貨相

第3図 EECにおける経済成果格差の推移(ポイント)



互間の為替レート変動幅の漸次縮小を通じて平価を完全固定化し、それを前提として単一の共同体通貨を制定するとともに、通貨発行権限と銀行貸出権限が中央集権化される点にある。周知のように通貨同盟は1972年4月22日、スミソニアン合意による通貨の変動幅4.5%をその2分の1の2.25%に縮小する計画として発足したいわゆる旧スネーク時期と、1979年3月13日に発足したいわゆるEMS時期とに区分されるが、いったいEMSは旧スネークの発展形態なのかまたは後退形態なのか、あるいはまた単なる延長なのか。

一般には、EMSは旧スネークの発展と理解されているようだ。EMSでは旧スネークにない新しいしかも進んだ制度を取入れているからである。その最たるものは将来の単一通貨たるべきECUを導入したことであろう。さらにEMSは発足後二年後にEMFに移行することが予定されている。そしてここではEMFは欧州通貨協力基金を吸収して欧州中央銀行としての機能を営むことが予想されている。

従ってEMSの最終段階としてのEMF段階は、ある意味でEMSの窮極目的を明らかにしたのものとして、通貨同盟の目標をある程度具体化しており、旧スネーク時期を経ての新たな発展と考えられるのは当然であろう。だがEMFへの移行が無期延期されてからすでに久しい。経済同盟が加盟国経済間の格差是正を問題にしている状態で、通貨同盟だけが先行するわけにはゆかないからであろう。というよりも、むしろEMFに発展する準備が全くできていないというのが本音ではなかろうか。²⁵⁾

周知のようにEMSはシュミット西独首相とジスカール・デスタン仏大統領

(注) 25) EC委員会としてその準備を進めていることは、例えばEC委員会が理事会に提出した文書Commission Communication to the Council, "The development of the European Monetary System." COM(82)233 final, Brussels, 16 march 1982をみても明らかだが、理事会としてEMSを発展させる動きが全然ないことも事実であろう。

経済通貨同盟の現状

の共同提案によるものといわれているが、1978年7月6・7日のブレーメン欧州理事会段階で、この計画に全面的賛成したのは独仏両国以外はベルギー、ルクセンブルグ、デンマークの3国だけで、オランダとアイルランドは本計画の原則を了承しただけ、さらにイギリスとイタリアは本計画を検討することを認めただけである。²⁶⁾だが後述するように、EMS発足以降ベルギー・フラン（ルクセンブルグ・フランを含む）は1982年2月に8.5%も切下げざるをえなくなり、デンマーク・クローネは3回にわたって計12%切下げを余儀なくされ、EMSを前進させようどころではない。またEMS共同提案者たるディスカール・デスタンは1981年5月に大統領の座を離れ、ミッテラン大統領はフランス経済建て直しに懸命でEMSを考えるゆとりなど全くない。西独経済また低迷状態から脱し切れず、ジーメンス社とともに西独電機業界に君臨していたAEGテレフンケン社が倒産するほどの深刻な不況下にあつて、EMSの前進をはかるなど、とうてい考える状態ではない。ということは、EMSはその最終段階（final stage）にはEMFに発展することが一応予定されていたものの、それへの移行が無期延期されたことは、各国経済の現状とその見通しとからすると、移行できないことが判明したとまで考えて差支えあるまい。

このようにEMSはEMF段階に移行できないことを前提として考えると、EMSはもはや旧スネークの発展形態として理解するわけにはゆかず、旧スネークの延長としか考えられないのではなからうか。旧スネークが共同フロートした1973年以降と、EMSが発足してからのEEC通貨の調整をみると第2表第3表の通りで、通貨調整の態様、程度、頻度に大差なく、さらに通貨調整の結果生じた通貨間の強弱についても、ベルギー・フランが旧スネークでは強弱両通貨の中間にあつたのに反し、EMSでは弱通貨に転落したのが殆んど唯一

(注) 26) 拙稿「EMS（欧州通貨制度）について」、本誌第4巻第1、第2合併号（1981年8月30日発行）16ページ参照。

第2表 通貨調整関連事項比較表〔A〕

年次	4半期	月日	旧スネーク共同フロート期	年次	4半期	月日	EMS期	
1973	I			1979	I			
	II	6. 29	DM 5.5%切上げ		II			
	III	9. 17	HFL 5%切上げ		III	9. 24	DM 2%切上げ、DKR 3%切下げ	
	IV	11. 16	NKR 5%切上げ		IV	11. 30	DKR 5%切下げ	
1974	I	1. 19	FF 離脱	1980	I			
	II				II			
	III				III			
	IV				IV			
1975	I			1981	I	3. 23	LIT 6%切下げ	
	II				II			
	III	7. 10	FF 復帰		III			
	IV				IV	10. 4	DM、HFL 各5.5%切上げ FF、LIT 各3%切下げ	
1976	I	3. 15	FF 再離脱	1982	I	2. 22	BF(LF) 8.5%切下げ、 DKR 3%切下げ	
	II				II	6. 14	DM、HFL 各4.25%切上げ、 FF 5.75%、LIT 2.75%切 下げ	
	III							
	IV	10. 17	DM 2%切上げ、DKR 4%切下げ NKR、SKR 各1%切下げ					
1977	I							
	II	4. 1	SKR 6%、DKR 3%切 下げ					
	III	8. 28	DKR、NKR 各5%切下 げ、SKR 離脱					
	IV							
1978	I	2. 13	NKR 8%切下げ					
	II							
	III							
	IV	10. 17	DM 4%、HFL 2%、 BF 2%切上げ					
		12. 12	NKR 離脱					

経済通貨同盟の現状

3表 通貨調整関連事項比較表(B)

スネーク	1973			1976	1977		1978		合計
	6. 29	9. 17	11. 16	10. 17	4. 1	8. 28	2. 13	10. 17	
DM	+5.5			+2.0				+4.0	+11.0
FF									離脱
LIT									"
HFL		+5.0						+2.0	+7.0
BF } LF }								+2.0	+2.0
DKR				-4.0	-3.0	-5.0			-12.0 後離脱
IRL									
NKR			+5.0	-1.0	-3.0	-5.0	-8.0		-12.0 後離脱
SKR				-1.0	-6.0	離脱			-7.0 後離脱

1) UKL,IRL は1972年5月1日加入、同年6月23日離脱

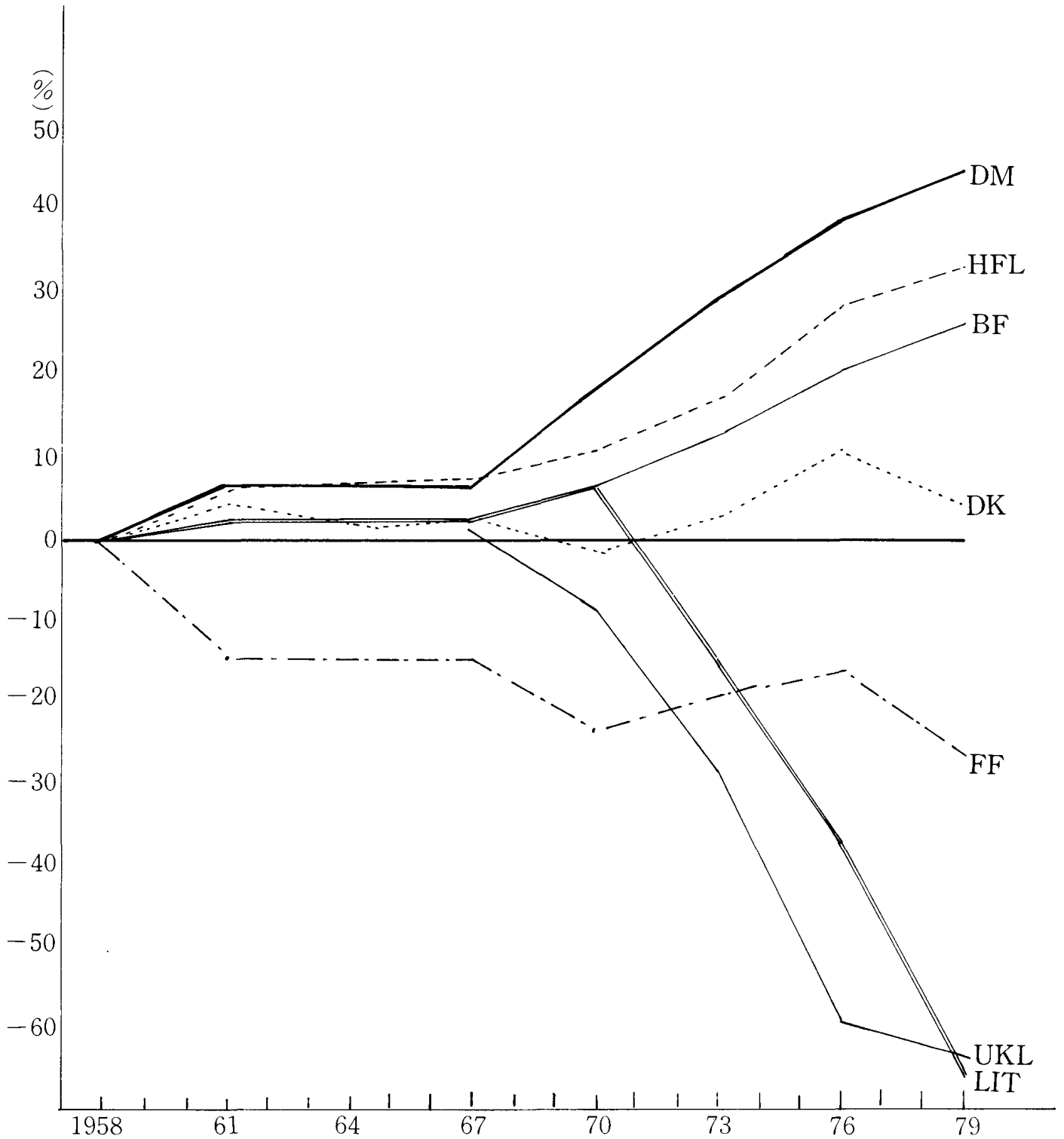
2) NKR,SKRは1973年3月14日準加入、SKRは1977年8月28日離脱、NKRは1978年12月12日離脱

EMS	1979		1981		1982		合計
	9. 24	10. 30	3. 23	10. 4	2. 22	6. 14	
DM	+2.0			+5.5		+4.25	+11.75
FF				-3.0		-5.75	-8.75
LIT			-6.0	-3.0		-2.75	-11.75
HFL				+5.0		+4.25	+9.75
BF } LF }					-8.5		-8.5
DKR	-3.0	-5.0			-3.0		-11.0
IRL							

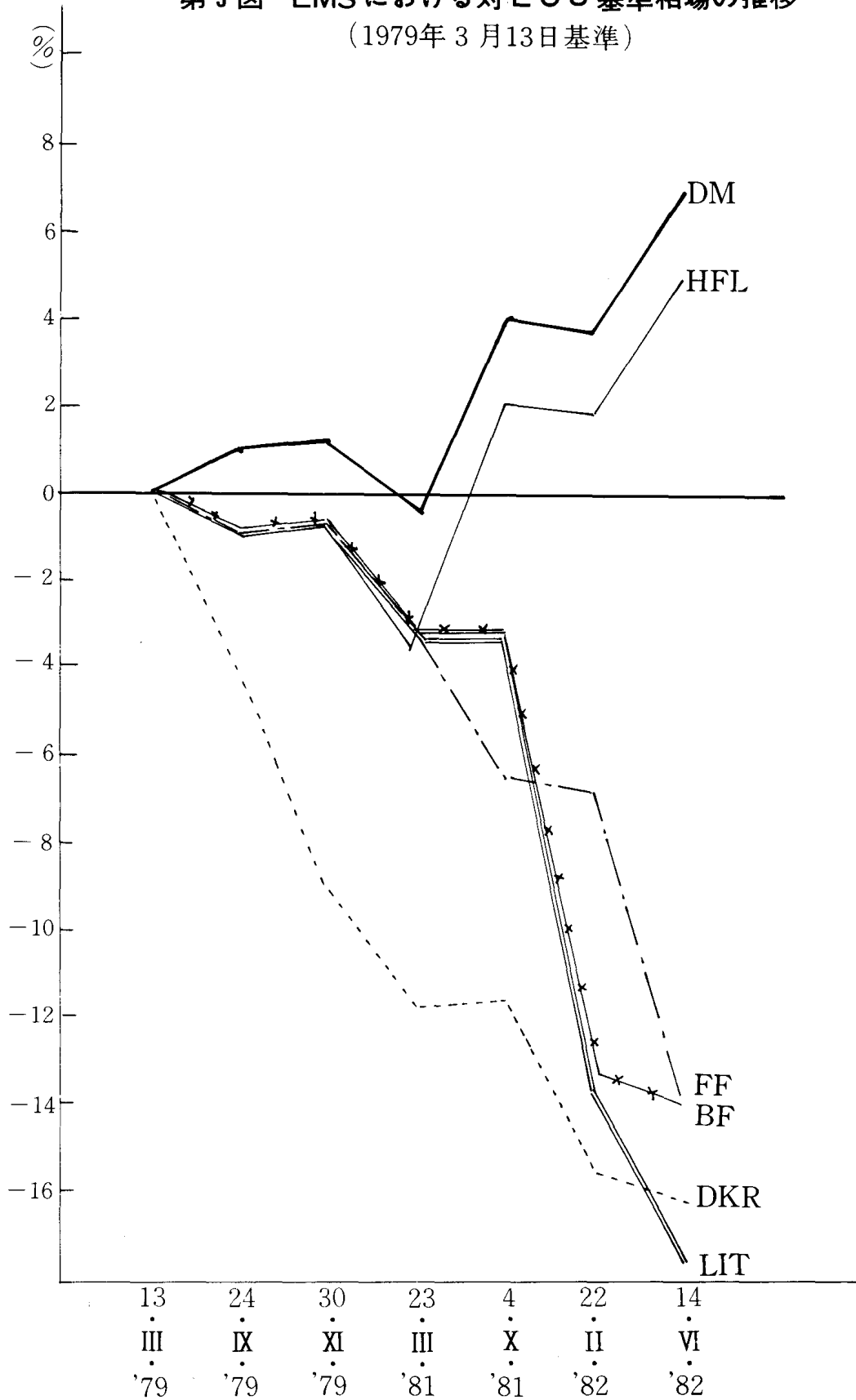
の相違点で、マルクとギルダーが強く、その他通貨が弱いことには旧スネークからEMSに移行してからも変わっていない。このことは、EMS発足前におけるEEC主要通貨の、1958年におけるECU/EUA平均相場を基準とする年平均相場の推移（第4図参照）と、EMS発足後のEEC主要通貨のECU基準レート of 推移（第5図参照）が、全体として多く変わっていないことをみても明らかであろう。

それどころかわたくしは、EMSは実質的には旧スネークに比してむしろ後退しているのではないかと、最近考えるようになってきている。それは次の二つの理由によっている。その一つは、旧スネークにおけるスネーク参加通貨間の為替変動幅段階的縮小計画が取止めになったことだ。EMSの設立と関連事項に関する1978年12月5日の欧州理事会決議ポイント6.3は「欧州理事会は加盟国各中央銀行に対し、加盟通貨間の変動幅縮小に関する1972年4月10日の中央銀行間の合意を修正するよう要請する」と規定しているが、これを受けたEMSの運営手続を設ける1979年3月13日のEEC加盟国中央銀行間の合意書第22条（1972年4月10日の合意の終結）は、「この合意はEEC通貨間の変動幅縮小制度を設ける1972年4月10日の合意を、1979年3月13日から有効に終結させ、それによって変るものとする」と規定している。これによってEMS参加通貨は、相互間に旧スネーク時期に定められた $\pm 2.25\%$ （但しリラについては $\pm 6\%$ ）の変動幅を維持することに変わりはないが、その変動幅を漸次縮小させ、最終的には加盟国通貨の平価を完全固定化するという目標を放棄したわけである。もとよりEMSではECUなる共通通貨を発行しているので、これは各国通貨との併用通貨（parallel currency）であることは事実だが、このECUと各国通貨を併合してECUを単一のEC通貨とする目度がなくなったわけである。これはEC通貨間の為替変動幅を更に縮小することが不可能であるとの判断にもとづくものであろうけれども、通貨同盟としては一步後退した事実を否定するわけにはゆかないであろう。

第4図 旧スネーク時代における年平均 ECU 相場の推移
(1958年平均相場基準)



第5図 EMSにおける対ECU基準相場の推移
(1979年3月13日基準)



経済通貨同盟の現状

第二の理由は、E M Sの実質的な目的が欧州通貨安定圏を創設することにあるということに関連する。いったいE M Sにおける通貨安定とは何かについて、わたくしは本誌前号²⁷⁾で述べたように対内安定と対外安定とを含み、とくに対外安定としての対ドル安定を中心とすると考えているが、わたくしは、通貨同盟が近年「通貨安定」をその主要政策目標とせざるをえなくなるにいたったことは、経済同盟が近年「格差是正」をその主要政策目標とせざるをえなくなるにいたったのと同じように、通貨同盟として一步後退して前進のための姿勢をととのえるための態勢と理解すべきものとする。すなわち、通貨同盟としてこのまま前進することができず、一步後退して、まずE M S通貨の安定、とくに対ドル安定をはかり、それを実現した上で、通貨同盟としての第2段階に移行することを改めて考えることになるのではないか。

このように、経済通貨同盟の現状は、経済同盟としては一步後退して加盟国経済間の格差是正を促進し、また通貨同盟としても一步後退して加盟国通貨の安定をはかることをそれぞれの政策目標としたのであって、それは今後の発展に向っての態勢整備と考えられるわけであるが、実のところわたくしは、経済通貨同盟は一步後退したこの状態から今後前進することは、不可能とまではいわなくともきわめて困難ではないかと臆測する。というのは、格差是正にしても通貨安定にしてもそれを実現することがきわめて困難と考えられるからである。とはいえそれは程度の問題でもある。例えば経済成果の格差是正についていえば、1960年代の格差程度に縮小することは、あるいは可能とも考えられるか、それは現在の世界的不況の性格をどのように評価するかにかかわる問題でもある。ことに第1次オイルショックを境に世界経済の様相が一変したことを

(注) 27) 拙稿「欧州通貨は安定しているといえるか」本誌第6巻第1・第2合併号
(1982年6月30日発行)

考えると、E E C加盟国間の経済格差を60年代程度にまで縮小することすら困難であるかもしれない。いずれにしても経済格差是正と通貨安定を必要とする段階が半ば永久的に続くであろうことは想像するに難くない。これこそE E Cにおける真の危機というべきであろう。